

国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書

税務署受付印

※整理番号

令和 年 月 日 税 務 署 長 殿 (所轄外税務署長) 税 務 署 長 殿	(フリガナ) 住 所 又 は 居 所 (法人の場合) 本店又は主たる事務所の所在地	(電話番号 - -)		
	(フリガナ) 名 称 (屋 号)			
	法 人 番 号			
	(フリガナ) 氏 名 (法人の場合) 代 表 者 氏 名			
	(フリガナ) (法人の場合) 代 表 者 住 所	(電話番号 - -)		

次の事項を変更することとしたので、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第7条第2項の規定により届け出ます。

1 変更しようとする事項に係る国税関係帳簿書類の種類等

帳簿書類の種類		変更しようとする日 (当初の承認を受けた年月日等)	保 存 方 法	納税地等 (上段) 保存場所 (下段)
根拠税法	名称等			
		年 月 日 (年 月 日)	☐ 電磁的記録 ☐ COM ☐ スキャナ	
		年 月 日 (年 月 日)	☐ 電磁的記録 ☐ COM ☐ スキャナ	
		年 月 日 (年 月 日)	☐ 電磁的記録 ☐ COM ☐ スキャナ	

2 変更しようとする事項及び変更の内容

変 更 事 項	変 更 の 内 容

3 その他参考となる事項

「システム変更の場合に、法第4条第3項の規定により保存している電磁的記録を変更後のシステムに移行することの可否」(☐ 可 ・ ☐ 否)

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署処理欄	同 時 提 出 申 請 書				回 付 先		整 理 簿
	個人 (消費)・資産・資料・法人 (消費)・源泉 諸税・酒 ()				管理 運営	個人・資産・資料・法人・源泉 諸税・酒・局 ()	
	通信日付印	確認	入力年月日	入力担当者	番号確認	(摘要)	
	年 月 日		年 月 日				

「国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書」の記載要領等

この届出書用紙は、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存等（以下「電磁的記録等による保存等」といいます。）の承認を受けている国税関係帳簿（以下「帳簿」といいます。）又は国税関係書類（以下「書類」といい、これらを総称して「帳簿書類」といいます。）について、申請書（申請書に添付した書類を含みます。）に記載した事項（帳簿書類の種類を除きます。）の変更をしようとして、税務署長（又は税関長）にその旨を届け出る場合に使用してください。

1 届出期限等

(1) 届出期限

申請書に記載した事項を変更しようとする場合には、あらかじめ所轄税務署長等（(注) 参照）に提出してください。

(注) 1 届出者（保存義務者）が変更しようとする事項に係る帳簿書類に係る国税の納税者であるときは、納税地を所轄する税務署長（その帳簿が規則第2条に規定する帳簿のときは、納税地を所轄する税関長）となります。

2 届出者（保存義務者）が変更しようとする事項に係る帳簿書類に係る国税の納税者でないときは、対応業務（国税に関する法律の規定により、その帳簿書類を保存しなければならないこととされている業務をいいます。）を行う事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地を所轄する税務署長となります。

3 所轄税務署長等以外に届出書の提出に当たって便宜とする税務署長（以下「所轄外税務署長」といいます。）がある場合で、その所轄外税務署長が相当の理由があると認めたときには、当該所轄外税務署長を経由して提出することもできます（2 (3)イ参照）。

(2) 提出部数

この届出書は、1部（変更しようとする事項に係る帳簿書類が次に該当する場合は2部）提出してください。

① 国税局において課税標準の調査及び検査を行うこととされている法人の法人税及び消費税に係る帳簿書類

② 国税局において課税標準の調査及び検査を行うこととされている製造場等の酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、航空機燃料税、石油ガス税、石油石炭税、印紙税、電源開発促進税及び地方道路税に係る帳簿書類

③ 添付書類

申請書に添付した書類に記載した事項の変更をしようとする場合は、変更後の書類を添付してください。

2 各欄の記載要領

(1) 「1 変更しようとする事項に係る国税関係帳簿書類の種類等」の各欄

イ 「帳簿書類の種類」欄

① 「根拠税法」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿書類の保存義務等を規定している税法の名称を、例えば「法人税法」のように記載してください。

なお、変更しようとする事項に係る帳簿書類が、法人税法と消費税法（又は所得税法と消費税法）の両方の税法により保存義務等が規定されている帳簿書類のときは、「法人税法及び消費税法」（又は「所得税法及び消費税法」）と記載してください。

② 「名称等」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿書類の名称（名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している税法の条項）を次のように記載してください。

（記載例）1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳

2 仕訳帳（本店及び〇〇支店）、△△支店の売掛金元帳

3 注文書の写し、領収書の写し、見積書の写し、請求書の写し

4 注文書の写し（本店及び〇〇支店）、△△支店の領収書の写し

5 注文書、納品書、見積書、請求書

6 注文書（本店及び〇〇支店）、△△支店の納品書

ロ 「変更しようとする日（当初の承認を受けた年月日等）」欄には、帳簿書類の電磁的記録等による保存等を変更しようとする日を記載してください。

また、括弧内には、その帳簿書類について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載してください。

ハ 「保存方法」欄は、変更しようとする事項に係る帳簿書類の保存方法が、電磁的記録による保存の場合は「電磁的記録」の、COMによる保存の場合は「COM」の、スキャナによる保存の場合は「スキャナ」の文言の前の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。

ニ 「納税地等（上段）保存場所（下段）」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿書類に係る納税地等及び保存媒体の保存場所を記載してください。

(2) 「2 変更しようとする事項及び変更の内容」欄には、変更しようとする事項及びその変更の内容を具体的に記載してください。

(3) 「3 その他参考となる事項」欄

- イ この届出書を所轄外税務署長を経由して提出する場合
所轄外税務署長を経由して提出する理由を記載してください。
- ロ システムの変更を行い、変更前のシステムに係る電磁的記録を書面に出力して保存をすることとした場合
要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等を行うことが困難な事情並びに書面により保存をする
帳簿書類の種類及び残りの保存期間を記載してください。
- ハ システム変更を行い、法第4条第3項の規定により保存している電磁的記録を変更前のシステムから変更後のシ
ステムに移行することの可否について対応する□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。